Ⅰ　工事概要

1　工事名称　　旧灰塚小学校水泳プール解体工事
2　工事場所　　三次市三良坂町灰塚
3　構造・規模　　鉄筋コンクリート造
4　工事種目
(1)建物解体･撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について，「建設工事公衆災害防止要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが，関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため，営繕課より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）（「解体仕様書」という。）による。
2　特記仕様
(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。　　(3)項目欄に記載の（　　）内番号は共通仕様書の当該項目を示す
(2)特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は＊印のついたものを適用する。
○印と＊印がついた場合は○印のついたものを適用する。
○印と㊟印がついた場合は，共に適用する。

		項目	特記事項
Ⅰ一般共通事項	①	適用基準等	＊建設工事公衆災害防止対策要綱　＊建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ＊建築工事安全施工技術指針　＊再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　最新版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面　(5)共通仕様書
	③	官公署その他への届出手続等 （1．1．3）	工事の着手，施工，完成に当たり，関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。また，これらの手続等を行うに当っては，届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。なお，手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事 （1．1．7）	本工事は別契約の工事に施工上密接に関連するため，監督職員の調整に協力すると共に，工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し，工事の円滑な施工に努めること。
	⑤	表示板の設置	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　＊工事概要等の表示板（900㎜×600㎜）
	⑥	工事実績情報の登録 （1．1．4）	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	⑦	発生材の処理等 （1．3．10） （4．1．3～4．5．1）	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類，PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材，　　） ⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する （1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材） （2）金属類　　（3）小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化　＊無し　・有り（・蛍光ランプ，HDランプ　・硬質塩化ビニル管，継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　＊無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用　＊無し　・有り（　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　＊無し　・有り（　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物　＊無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則，県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

		項目	特記事項
Ⅰ一般共通事項			(3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。 なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	⑧	工事工程表 （1．2．1）	検査期間としての１４日間を含んだ工程とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。
	⑨	施工計画書 （1．2．2）	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画，安全･環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画）
	⑩	施工条件 （1．3．5）	(1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。 なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。 (3)その他図示による
	⑪	安全確保 （1．3．6～1．3．8）	(1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生じた場合は，受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は，騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て，解体を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	⑫	工事の記録 （1．2．3）	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分，分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：１部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は，施工前，施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガは工事完成後，受注者において２年間保管すること。
	⑬	電気保安技術者等 （1．3．3～1．3．4）	工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め，監督職員に報告する ・電気保安技術者　＊適用しない　・適用する
	⑭	近隣との折衝 （1．3．6）	工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。 (1)地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。 (2)工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。
	⑮	施工の検査 （1．5．4）	監督職員による随時の立入り検査を行う。 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	16	中間技術検査 （1．6．2）	＊行わない　・行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）
	17	工程報告	期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること。
	⑱	埋設物等の報告	工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	19	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き，幅１ｍ，深さ1.5ｍで，３ｍ間隔で掘削調査を行う。

		項目	特記事項
Ⅰ一般共通事項	⑳	かし担保調査	竣工後，発注者からかし担保調査（建設工事請負契約約款第41条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。
	㉑	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	㉒	完成時の提出図書 <1.8.1～3> ＜　＞は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の該当項目を示す	・竣工図：　部（Ａ２版：　部，　版：　部，ＣＤ－Ｒ：　部）　⊙完成図書　２　部 竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。
	㉓	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い，試掘する箇所については，検査員の指示による。
Ⅱ仮設工事	①	騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設） （2．2．1）	・解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（・H=　　・図示　）を設置すること。 ・解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （・防音パネル　＊防音シート　・メッシュ金網，養生シート　） ・防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等 （＊建物全周囲に建物高さ以上　・　　・図示　） 枠組み足場を設ける場合は，「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により，「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり，中さん及び幅木の機能を有する足場とし，足場の組立て，解体又は変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の２の(2)又は(3)の方式により行うこと。 また，上記足場の設置や点検等については，労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）
	②	工事用水	原則，既設給水管設備は利用できない。ただし，利用可能な場合は，水道料金及び使用水量に応じポンプ運転に要した電力使用量は，受注者の負担とする。
	③	監督職員事務所（2．3．1）	＊設けない　・設ける（　　㎡程度）備品類等は監督職員の指示を受けて設置すること。
	4	交通誘導員	＊配置する　・配置しない 配置計画 ＊大型車両進入時　（　）人／日 ・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
Ⅲ解体施工	①	事前措置 （3．2．1）	(1) 給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び栓，配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。 ② 水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。 (2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 (3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。 (5) 衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。 (6) 浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること
	②	杭，基礎等 （3．9．1～3．9．2）	(1) 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。 (2) 杭の解体　・残置させる　＊解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　） ① 杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。 ② 残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
	③	解体順序　（3．3．1）	解体仕様書解体手順における（１）解体設備は図示又はリストによる。
	④	構内舗装等（3．11．1）	(1) アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし，分別解体する。 (2) 樹木等の伐採伐根及び移植　＊有り（図示による）　・無し
	⑤	地下埋設物（3．12．1）	撤去する地下埋設物 ・浄化槽　⊙排水枡　・ハンドホール　・オイルタンク　・埋設廃棄物　⊙（　便槽　） 上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること

訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号　原井　隆	検図	製図	工事名称 旧灰塚小学校水泳プール解体工事	図面名称 建築解体工事特記仕様書（1）	図面番号 A−01
						縮尺 N.S.	区分

		項目	
Ⅲ 解体施工	⑥	埋設配管 （3．12．1）	⊙撤去　・存置 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。
	⑦	整地・埋戻し・盛土 （3．13．1）	(1) 解体撤去後の跡地は整地（整地厚１０cm程度）すること。（なお盛土する場合は図示による） ⊙持ち込み土（山砂の類）　・現場発生の良質土　・他現場の現場発生良質土　・再生コンクリート砂 ・リサイクルプラントが販売する処理土 (2) 土砂流出の恐れのある部分は，土のう等で処置すること。
	⑧	解体後の囲障 （3．13．1）	・設置する　⊙設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　） 高さ　H＝（　　） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域
	⑨	建設発生土	＊場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場外指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の公の関与する埋立地 ＊当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時たい積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする。
Ⅳ 特別管理産業廃棄物等の処理等	①	施工計画調査 （5．1．2）	(1) 特別管理産業廃棄物等とは，特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい，その種類は次による。これらについて，設計図書及び目視により，施工調査を実施し調査結果を調書に取りまとめ，監督職員に提出する。 特別管理産業廃棄物　・廃石綿等　・ＰＣＢを含む機器類　・ＰＣＢ含有シーリング材　・廃油　・廃酸，廃アルカリ 特殊な建設副産物　・フロン，ハロン等の特定物質　・放射性物質　・六ふっ化硫黄（SF6）　・特定化学物質等 (2) 発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり，適切に処理すること。また，下記については施工調査結果と共に調査結果（調書）に反映させること ・特別管理産業廃棄物　①廃石綿等　（＊無　・有（　　）） ②ＰＣＢを含む機器類　（・無　・有（※施工者による調査必要）） ③ＰＣＢ含有シーリング　（・無　・有（※施工者による調査必要）） ④廃油　（＊無　・有（熱源の残油（オイルタンク及び配管内含む） ⑤廃酸，廃アルカリ　（＊無　・有（　　）） ・特殊な建設副産物　①フロン等の特定物質　（＊無　・有（・パッケージ型空気調和機の冷媒　・ルームエアコンディショナーの冷媒　）） ②放射性物質　（＊無　・有（　　）） ③六ふっ化硫黄(SF6)　（＊無　・有（　　）） ④特定化学物質等　（＊無　・有（　　））
	②	特別管理産業廃棄物の処分等　（5．4．1）	処分等の必要な特別管理産業廃棄物は，関係法令に従い適切に処分すること。又，施工調査によって，判明した箇所も，処分方法等を監督職員と協議し，同様に処分すること。
	③	廃石綿等　（5．4．1）	廃石綿等の処理は，６章「石綿含有建材の除去及び処理」による。
	④	ＰＣＢ含有機器類 （5．4．1）	事前調査対象機器は次による。 ・　・
	5	ＰＣＢ含有シーリング材 （5．4．1）	ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・分析調査箇所数（　計　　箇所）　分析調査箇所　*図示 ・撤去範囲は，次のとおりとし，ＰＣＢ含有シーリング材はＰＣＢが飛散しないように適当な容器に納め，適切な場所に保管し，調書を作成の上，合わせて監督職員に引渡すこと。 （・図示による　　）
	6	ダイオキシン類 （5．4．1）	廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 解体作業 ・第１管理区域（レベル１）・第２管理区域（レベル２）・第３管理区域（レベル３）　・（　　） 廃棄物焼却炉からの排出物の処分 品目 / 最終処分上等の名称 / 所在地（距離） ・もえがら ・ばいじん
		特殊な建設副産物の回収及び処分（7．3．1）	回収及び処分の必要な特殊な建設副産物は，関係法令に従い適切に回収・処分すること。又，施工調査によって判明した箇所も，処分方法等を監督職員と協議し，同様に処分すること。
Ⅴ 石綿含有建材の除去及び処理	①	施工調査 （6．1．3） ＜9．1．1＞	目視及び設計図書等により，あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い，調査結果をとりまとめて監督職員に提出する。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別，厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ・石綿含有分析調査（ *不要 ・必要（内容は下記による）　） 分析方法　*JIS　A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 分析必要部屋名等（　　）　分析必要箇所（　　箇所）

		項目	特記事項
Ⅴ 石綿含有建材の除去及び処理	2	石綿粉じん濃度測定 （6．1．4） ＜9．1．1＞	＊石綿粉じん濃度測定を行い，記録し監督職員に報告する。 測定方法は，公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・処理作業室内（　点） ・施工区画周辺又は敷地境界（　点） (2) 処理作業中 ・処理作業室内（　点） ＊セキュリティーゾーン入口（　点）･･･空気の流れを確認 ＊負圧・除じん装置の排出口（　点）･･･除じん装置の性能確認 ・施工区画周辺又は敷地境界（　点） (3) 処理作業後（離隔シート撤去前） ＊処理作業室内（　点） ・施工区画周辺又は敷地境界（　点）
	③	除去工事共通事項 （6．2．1～6．2．8） ＜9．1．2＞	(1) 専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については，工事に相応した技術を有すること を証明する資料を監督職員に提出すること。 (2) 作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから，石綿作業主任者を選任し，管理させること ②排出事業者は，特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。 （ただし，石綿含有成形板の処理工事を除く。） (3) 除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は，石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また，除去作業者は，一般健康診断，石綿健康診断，じん肺健康診断を受診した者とし，肺機能に異常がない者とする。 (4) 施工計画書 施工に先立ち，処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し，監督職員の承諾を受けること。 (5) 表示及び掲示 ①石綿作業主任者名と職務内容，関係者以外立入禁止，喫煙・飲食の禁止，石綿除去作業中等の表示を行う。 ②石綿の有害性，取扱い上の注意事項，使用すべき保護具の掲示を行う。 ③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容，粉じん飛散抑制措置，ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 (6) 保護具・保護衣 ①作業者は，作業内容に応じた呼吸用保護具，保護めがねを使用するとともに石綿が付着しにくく，付着した石綿が容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。 ②監督職員の現場作業の立入確認のため，保護具，保護衣を一式現場に備える。 (7) 官公署その他への手続き ①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署） ②「石綿則」第５条第１項の規定による作業届（労働基準監督署） ③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事） ④その他，各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出 （特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等） (8) 適用基準等 ＊「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」
	4	石綿含有吹付け材の除去 （6．3．1～6．3．4） ＜9．1．3＞	(1) 作業場の隔離，養生等（6.3.1） ①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため，プラスティックシート等を用いて隔離する。 ②隔離した作業場内は，HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により，常時負圧を保つ ③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため，前室，洗浄室及び更衣室の３室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。 ④更衣室には洗眼又はうがいの設備を設ける。ただし，現場内の他の場所にこれら設備を設ける場合はこの限りではない。 ⑤洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。 ⑥除去物の処理（6.3.2） ＊密封処理（二重袋梱包）　・セメント固化 (2) 除去工法（6.3.2） ＊図面による　・共通仕様書による 施工場所（　　） (3) 除去した石綿等の保管，運搬，処分等（6.3.3） ①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間，現場に保管する場合は，一定の保管場所を定め，シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また，石綿等の保管場所であることの表示を行う。当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は，下記の処分先を見込んでいる。 処分場所（　　）　運搬距離（　　） 受入条件（※平日受入　・　　） ・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお，工事発注後に明らかになったやむをえない事情により，上記の指定によりがたい場合は，監督職員と協議すること。

		項目	特記事項
Ⅴ 石綿含有建材の除去及び処理			②石綿を廃棄物として排出した時は，その都度，排出量と処理先を監督職員に報告するとともに，産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 (4) 確認及び後片付け（6.3.4） ①除去作業が終了後，高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで，除去及び封じ込め等が十分行われたかを，目視により確認する。 ③養生用のプラスティックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために，シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスティックシートの撤去は，負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後，沈降した時点で行う。　なお，シートは，取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ，プラスティック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場，仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑥床養生用ﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸシートは，粉じん付着面を内側にして折りたたみ，ﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸ袋に入れる。 ⑦養生用のプラスティックシート等の廃棄物は，４(1)⑥により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は，高性能真空掃除機で床等の清掃をする。
	5	石綿含有保温材等の除去 （6．4．1～6．4．5） ＜9．1．4＞	(1) 養生等（6.4.2） ①石綿含有保温材等の除去に伴い，石綿の作業場から外部への飛散防止のため，養生シート等を用いて囲う。 ②　作業場の隔離　（・行う　＊行わない） ※石綿含有保温材等の除去にあたり，掻き落し・破砕・切断による方法の場合は，作業場の隔離を行うこと。 ※作業場の隔離を行う場合は，４「石綿含有吹き付け材の除去」を適用する。 (2) 除去工法（6.4.3） ＊粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし　・石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理　（＊密封処理（二重袋梱包）　・セメント固化） (3) 除去した石綿等の保管，運搬，処分等（6.4.4） ４「石綿含有吹き付け材の除去」(3)除去した石綿等の保管，運搬，処分等による。 (4) 確認及び後片付け（6.4.5） 除去作業が終了後，高性能真空掃除機で床等を清掃し，監督職員立会いのうえで，除去が十分行われていることを目視により確認する。
	6	石綿含有成形板の除去 （6．5．1～6．5．5） ＜9．1．5＞	(1) 養生等（6.5.1） 石綿含有成形板の除去に伴い，石綿の作業場から外部への飛散防止のため，養生シート等を用いて囲う。 (2) 除去工法（6.5.3） ①原則，散水等により湿潤化した後に手ばらしで行い，やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たっては，高所より落下しないことの他，粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕された石綿含有成形板は，湿潤化のうえ，丈夫なプラスティック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 (3) 除去した石綿等の保管，運搬，処分等（6.5.3） ①処分は原型のままとし，処分先は監督職員の指示による。 ・石綿含有石こうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分（安定型最終処分場）　・　中間処理（溶融施設） なお，工事発注後に明らかになったやむをえない事情により，上記の指定によりがたい場合は，監督職員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板を現場に保管する場合は，一定の保管場所を定め，他の廃棄物と分別して保管するものとし，シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また，保管場所には，石綿等の保管場所であることの表示を行う。 ③石綿含有成形板の運搬に当たっては，運搬車輌の荷台全体をシート等で覆い，飛散防止に努める。 (4) 確認及び後片付け（6.5.5） 除去作業が終了後，高性能真空掃除機で床等を清掃し，監督職員立会いのうえで，除去が十分行われていることを目視により確認する。
	7	石綿含有仕上塗材等(下地調整塗材も含む)の除去	(1) 養生等 石綿仕上塗材等（下地調整塗材も含む）の除去に伴い，石綿の作業場から外部への飛散防止のため，養生シート等を用いて囲う。 (2) 除去工法（施工場所：※図示　・　　） 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」に記載の粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法により行う。 (3) 除去した石綿等の保管，運搬，処分等 保管，運搬については，４「石綿含有吹き付け材の除去」(3)除去した石綿等の保管，運搬，処分等による。処分先については，監督職員の指示による。 ・埋立処分（・安定型最終処分場・管理型最終処分場）・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお，工事発注後に明らかになったやむをえない事情により，上記の指定によりがたい場合は，監督職員と協議すること。 (4) 確認及び後片付け 除去作業が終了後，高性能真空掃除機で床等を清掃し，監督職員立会いのうえで，除去が十分行われていることを目視により確認する。

訂正	TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	検図	製図	工事名称 旧灰塚小学校水泳プール解体工事	図面名称 建築解体工事特記仕様書(2)	図面番号 A−02
					縮尺 N.S.	区分